

# 海岸及び地すべり防止施設災害復旧事業査定要領

昭和40年9月10日付け40農地D第1138号

最終改正 令和5年3月31日付け4農振第2672号

各地方農政局長  
沖縄総合事務局長  
北海道知事

殿

農林水産省農村振興局長

(趣旨)

第1 海岸及び地すべり防止施設災害復旧事業の査定は、公共土木施設災害復旧事業国庫負担法（昭和26年法律第97号。以下「法」という。）、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令（昭和26年政令第107号。以下「政令」という。）、海岸、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設及び漁港に関し公共土木施設災害復旧事業国庫負担法を施行する省令（昭和26年農林省令第53号。以下「省令」という。）、並びに海岸及び地すべり防止施設災害復旧事業事務取扱要綱（昭和40年9月10日付け農地D第1140号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領により行うものとする。

(災害原因の調査)

第2 災害原因の調査については、次の各号に掲げる事項に留意して行うものとし、併せて被災施設の原形及び被災状況を調査するものとする。

- (1) 降雨については、最大時間雨量、最大24時間雨量、連続雨量並びにこれらの時間的变化及び地域的分布状況。
- (2) 洪水については、洪水位、洪水流量、洪水継続時間、流送土砂量等。
- (3) 融雪については、前各号に掲げるもののほか、積雪量、気温の変化、流氷、なだれ等。
- (4) 暴風については、風向、風速、気圧等及びこれらの時間的關係。
- (5) 高潮又は波浪については、前号に掲げるもののほか、潮位、潮位偏差、波高等及びこれらの時間的關係。
- (6) 地すべりについては、降雨量、地すべりの生じた区域及び地質並びにすべり面の位置及び地盤の移動状況。
- (7) 地震については、震度、震源地等。

(他の事業の計画区域内の災害)

第3 海岸又は地すべり防止施設災害復旧事業以外の事業（実施中又はその実施が確実にみこまれるものに限る。以下「他の事業」という。）の計画区域内に新たに発生した災害に係る災害復旧事業を採択する場合には、被災後の状況を勘案して

他の事業の計画を検討の上、次の各号に定める基準によるものとする。

- (1) 他の事業計画に包含される在来施設が被災した場合においては、他の事業完成までの必要最小限度の工法によるものとする。
- (2) 他の事業によりしゅん工し、かつ、独立した機能を有する施設が被災した場合においては、当該他の事業によりしゅん工した完成断面を対象として採択することができる。

(兼用工作物及び他省庁との関係ある施設に係る災害)

第4 農林水産省所管の他の工作物の効用を兼ねる海岸保全施設（海岸法第40条第1項第3号および第4号に掲げるものに限り他省庁所管の施設（農林水産省所管の海岸法第40条第1項第2号に掲げる区域に係るものを含む。以下同じ。）と効用を兼ねるものを除く。）及び地すべり防止施設（地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第51条第1項第3号イに規定するもの）（以下「兼用工作物」という。）並びに他省庁（林野庁及び水産庁を含む。以下同じ。）と関係のある施設に係る災害復旧事業に採択する場合には、次の各号に定める基準によるものとする。

- (1) 兼用工作物に係る災害復旧事業については、最大の効用を有する海岸保全施設又は地すべり防止施設の工種に係る災害復旧事業とする。
- (2) 他省庁所管の施設と効用を兼ねる施設に係る災害復旧事業の採択は、「災害復旧事業の二重採択防止に関する覚書の取扱細目について（昭和30年 8月16日付け建河発第 342号、30地局第4591号、30林野第 12518号）」の定めるところによるものとする。
- (3) 他省庁と関係ある施設に係る災害復旧事業の採択にあたっては、申請者に関係部局との間において協議させ、農林水産省農村振興局所管の災害復旧事業として協議が整ったものについては、当該部局長の承認書を政令第6条に定める申請書に添付して提出させ、それを確認の上採択することとし、協議が整わないものについては保留とする。

(過年災害等との重複採択防止)

第5 査定に際しては、当該申請に係る箇所が既に採択した過年災害箇所は当年災害箇所と重複して採択することのないように、耕地出張所（土地改良事務所、地方事務所等）ごとに過年災害箇所又は当年災害箇所未着手のものについては、管内図又は国土地理院刊行の地図（縮尺5万分の1）に地区番号及び箇所番号を記入したものを、なお必要がある場合は設計書、写真等を提出させ、重複申請の有無を調査しなければならない。

(うち未成額及びうち転属額の算定等)

第6 要綱第17のうち未成額及びうち転属額の算定については、会計検査院又は総務庁の検査又は監察の結果「設計過大」、「改良工事」等の指摘を受け、農林水産大臣が不用額として処置することを命じた箇所が新たに被災した場合には、うち

未成額又はうち転属額は当該不用額を差引いた額とする。

- 2 前項の不用額については、査定設計書の鏡及び目論見書の摘要欄にその旨明記するものとする。

(失格及び欠格)

- 第7 失格又は欠格（表中「理由の名称」の欄中「失格」以外の項を総称していう。以下同じ。）とした場合には査定設計書の鏡に次の表により失格又は欠格の理由の名称を明記するものとする。

番号	理由の名称	理 由
1	失 格	法第6条第1項第1号によるもの
2	被害の事実なし	被災の事実が全然認められないもの又は該当施設が存在しないもの
3	異常な天然現象によらない	法第2条第1項に該当しないと認められるもの
4	過 年 災 害	被災の事実はあるが当年災害によらないもの
5	前 災 処 理	前災の決定金額又は剰余金で処理すべきもの
6	別 途 施 行	別途施行の工事により復旧の目的を達したと認められるもの又は別途工事で施行することが妥当と認められるもの
7	重 複	既に採択された災害復旧事業と重複して申請されるもの
8	対 象 外 施 設	法第3条に該当しない施設に係るもの
9	所 管 外 施 設	国土交通省、農林水産省（林野庁又は水産庁）が所管する施設に係るもの
10	被 害 小	被害僅少にして機能残存し直ちに増破等により機能喪失のおそれがないと認められるもの
11	経 済 効 果 小	法第6条第1項第2号によるもの
12	維 持 工 事	〃 第3号 〃
13	設 計 不 備	〃 第4号 〃
14	施 行 粗 漏	〃 第4号 〃
15	維 持 管 理 不 良	〃 第5号 〃
16	埋 そ く	〃 第6号 〃
17	天 然 海 岸	〃 第7号 〃
18	工 事 中 災 害	〃 第8号 〃
19	小 規 模 施 設	〃 第9号 〃

(緊急順位)

- 第8 採択した工事箇所については、次に掲げる緊急順位表の基準により当該工事の緊急度を現わす順位を決定し、査定設計書の鏡に明記するものとする。

緊急順位表

順位	事 項
A	① 破堤箇所で重大な被害を与えているもの ② 地すべり防止施設の破壊又は埋没箇所で重大な被害を与えているもの
B	① 破堤箇所ではA以外のもの ② 堤防の欠壊箇所では放置すれば破堤して重大な被害を与えるおそれのあるもの ③ 堤防前面の海浜が流失した箇所では重大な被害を与えるおそれのあるもの ④ 護岸、胸壁、水門、樋門、樋管及び天然海岸の欠壊又は破壊箇所では放置すれば重大な被害を与えているもの ⑤ 地すべり防止施設の埋没、欠壊又は破壊箇所では放置すれば重大な被害を与えるおそれのあるもの
C	① 堤防の欠壊箇所では破堤のおそれのあるもの ② 堤防前面の海浜が流失した箇所では放置すれば重大な被害を与えるおそれのあるもの ③ 護岸、胸壁、水門、樋門、樋管及び天然海岸の欠壊又は破壊箇所では放置すれば重大な被害を与えるおそれのあるもの ④ 地すべり防止施設の埋没、欠壊又は破壊箇所では放置すれば増破して重大な被害を与えるおそれのあるもの
D	① 堤防の欠壊箇所では早急に破堤するおそれのないもの ② 護岸、胸壁、水門、樋門、樋管及び天然海岸の欠壊又は破壊箇所では放置しても重大な被害を与えるおそれのないもの ③ 突堤のみの工事箇所 ④ その他これ等に類するもの

(査定計画)

第9 地方農政局長（沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）は、新規発生災害の査定を実施しようとする場合には、当該災害に係る都道府県知事（当該事業が地方自治法〔昭和22年法律第67号〕第252条の19第1項の指定都市〔以下「指定都市」という。〕に係るものにあつてはその長。以下同じ。）及び財務局長と打合せの上、査定計画（様式第1）を農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）に提出するものとする。

(査定)

第10 査定は原則として実地により行うものとするが、申請額が1,000万円未満の箇所又はやむを得ない理由により実地査定が困難である箇所については、現地農地事務所等において机上により査定を行うこと（情報通信技術を利用して遠隔から査定を行うことを含む。）ができる。この場合には写真（写真に代わる動画、三次元点群測量により作成した画像を含む。）、設計書等により被災の事実、被災の程度等を十分検討の上、慎重に採否を決定するものとする。

- 2 査定を実施した箇所については、査定の結果を査定票（様式第2）に表示し、設計書に添付するものとする。
- 3 資料不備等により査定することができない場合は、次回まわしとすることができる。

（査定調書の提出）

第11 地方農政局長は、海岸又は地すべり防止施設災害復旧事業の査定を実施した場合には、遅滞なく、査定調書（様式第3）を農村振興局長に提出するものとする。

（復旧工法）

第12 復旧工法は、被災の原因、被災前の原形及び隣接の施設等を検討の上、従前の効用を復旧する程度にとどめ、技術的に程度超過とならないよう次の事項に注意して決定するものとする。

(1) 原形復旧

法第2条第2項に規定する「原形に復旧すること」とは、被災前の位置に、被災施設と形状、寸法及び材質の等しい施設に復旧することをいう。

(2) 原形に復旧することが不可能な場合

法第2条第2項に規定する「原形に復旧することが不可能な場合において当該施設の従前の効果を復旧するための施設をすること」とは、原形に復旧することが不可能な場合において被災前の位置に被災施設の従前の効用を復旧するため、次に掲げる工事を施行することをいう。

ア 原形の判定が可能な場合

(ア) 海岸又は地すべり防止施設が被災し、海岸汀線の移動その他の地形、地盤の変動のため、その被災施設を原形に復旧することが不可能な場合において、法長若しくは延長を増加し、根継ぎをし、陥没した沈下量のかさ上げをし、基礎工法を変更する等形状若しくは寸法を変更して施行する工事又はこれに伴い材質を変更して施行する工事若しくは根固工、突堤工、消波工、排水工、擁壁工、法面保護工等を新設する工事

(イ) 天然の海岸が欠壊したため背後地の農地等に被害を及ぼした場合又はそのおそれが多い場合における堤防、護岸又は突堤等を新設する工事

(ウ) その他（ア）及び（イ）に掲げるものに類する工事

イ 原形の判定が不可能な場合

被災地及びその付近の残存施設等を勘案し、被災後の状況に適応した工法により施行する工事

(3) 原形に復旧することが著しく困難又は不適當な場合

法第2条第3項に規定する「原形に復旧することが著しく困難又は不適當な場合においてこれに代るべき必要な施設をすること」とは、つぎに掲げる工事を施行することをいう。

ア 原形に復旧することが著しく困難な場合

海岸又は地すべり防止施設が被災し、海岸汀線の移動その他地形、地盤の変動のため、又はその被災施設の除去が困難なため、その被災施設を原形に復旧することが著しく困難な場合において、当該施設の従前の効用を復旧するため、位置、法線、形状、寸法及び材質を変更して行う工事又は根固工、突堤工、排水工、擁壁工、法面保護工等を新設する工事又はこれらに類する工事に原形に復旧することが著しく不適当な場合

- (ア) 海岸又は地すべり防止施設が被災し、海岸汀線の移動その他地形、地盤の変動のため、その被災施設を原形に復旧することが著しく不適当な場合において、当該施設の従前の効用を復旧するため位置、法線、形状、寸法及び材質を変更して行う工事又は根固工、突堤工、排水工、擁壁工、法面保護工等を新設する工事
- (イ) 地すべり防止施設が被災し、その被災施設が地すべり、崩壊等により著しく埋そくし、又は埋没したため、その被災施設を原形に復旧することが著しく不適当な場合において、当該施設の従前の効用を復旧するため、当該施設の近傍に土砂止めえん堤等を新設する工事
- (ウ) 海岸又は地すべり防止施設が被災し、その被災箇所が新たに海岸の波浪取れん部又は溪流の水衝部になったため、その被災施設を原形に復旧することが著しく不適当な場合において、当該災害を与えた高潮、波浪、洪水等を対象として施行する必要最小限度の工事
- (エ) 海岸又は地すべり防止施設が被災し、その被災箇所が海岸の波浪取れん部又は溪流の水衝部でなくなり、かつ、再び海岸の波浪取れん部となるおそれがないため、その施設を原形に復旧することが著しく不適当な場合において施行する必要最小限度の工事
- (オ) 海岸又は地すべり防止施設が被災し、被災箇所の背後地に集団農地等があるため、その被災施設を原形に復旧することが著しく不適当な場合において、当該災害を与えた高潮、波浪、地すべり等を対象として施行する必要最小限度の工事
- (カ) 海岸又は地すべり防止施設が広範囲にわたって被災し、その被災の程度が激甚であり、その被災施設を原形に復旧することが著しく不適当な場合において当該災害を与えた高潮、波浪及び地すべり等を対象として被災後の状況に即応する被災箇所を含む区間全体にわたる一定計画のもとに施行する必要最小限度の工事。この場合において海岸にあっては、「広範囲にわたって被災しその程度が激甚」とは、堤防又は護岸等の欠壊した区間（原則として有堤部にあっては平均水面（法尻が平均水面以上にある構造物にあっては法尻）から天端まで、無堤部にあっては有堤部に準じた部分がすべて欠壊した区間）の延長が未被災区域を含めた一定計画で復旧する必要がある区間の延長の8割程度以上の場合をいうものとし、地すべり防止施設にあっては、海岸の欠壊の場合に準ずる程度の被害がある場合をいう。
- (キ) 海岸が越水又は越波のため被災し、原形に復旧することが著しく不適当な場合において、当該災害を与えた高潮、波浪等を対象として行う水たたき

工、被覆工等を新設する必要最小限度の工事

(ク) 海岸又は地すべり防止施設が被災し、その被災施設に接続する一連の施設の位置、規模構造等の状況を勘案して、当該被災施設を原形に復旧することが著しく不適當な場合において、当該接続施設の位置、規模、構造等にあわせて施行する工事

(ケ) その他(ア)から(ク)までに掲げるものに類する工事

2 前項による復旧工法の決定に際し、自然環境の保全に配慮した工法を採用することができる。

(保留)

第13 災害復旧事業の査定にあたり、当該事業がつぎの各号の1に該当する場合は、採択を保留するものとする。

(1) 1箇所の決定見込金額（うち未成額を含む。）が4億円以上となる場合

(2) 災害復旧事業の採択について、事務上又は技術上更に検討を加える必要があると考えられる場合

(3) 他の関係省庁その他と協議を要する場合

(4) 手直し工事若しくは補強工事の施行前又は施行中に生じた災害により被災した場合で当該施設に係る工事が完了した場合にあっても被災したであろうと推測される場合

2 保留箇所については、地方農政局長は保留箇所別調書（様式第4）を作成し、査定終了後15日以内に農村振興局長に報告しなければならない。

附 則

この通知は、令和5年3月31日から施行する。

様式第 1

災 害 査 定 計 画

県 名	被害発生 年 月 日	査定 期別	概算申請		査定期間 自 月 日 至 月 日	調査官 班 数	調 査 官 氏 名	備 考
			箇所数	金 額				
			ヶ所	千円				

- 注 1 本表は、災害種類別及び発生期間ごとに分類して作成の上報告すること。
- 2 査定期間別欄には、同一都道府県に対し査定を2回以上にわたって実施する場合は、1次査定、2次査定等に区分して記入すること。
- 3 調査官氏名欄には、主任査定官を明記すること。



様式第2

査 定 票

工事番号

査定年月日

年 月 日

実地査定、机上査定

区 分	工 種	事 業 量	事 業 費	うち未成額 (転属額)	差 引 額	備 考
申 請			千円	千円	千円	
査 定						

査定内容

注

- 1 査定内容には、査定のときに指示した事項又は失格、欠格、理由の名称その他必要な事項を記入すること。
- 2 保留箇所については、仮査定額を計上すること。
- 3 災害関連事業については、事業量及び事業費（現地調査額）を（ ）外書で記入することとし、備考欄に採択理由（採択基準第 何項第何号等）を明記すること。
- 4 うち未成額、うち転属額のある箇所については備考欄に前災の年災及び箇所番号を記入すること。

調査官 農林水産技官（内閣府技官） 氏 名  
立会官 財務事務官（内閣府事務官） 氏 名

様式第 3

(負担法)

災害復旧事業査定調書 (第 次)

〇〇県 (都道府)

自 年 月 日

査定期間

至 年 月 日

主任査定官 ○ ○ 農政局農林水産技官  
(沖縄総合事務局内閣府技官)

主任立会官 ○ ○ 財務局財務事務官  
(沖縄総合事務局内閣府事務官)

第 1 表

査 定 地 域 一 覧 表

都 市 名	町 村 名	査定官氏名	立会官氏名	県担当者氏名	備 考

第2表 災害名（ ）：災害復旧事業査定総括表

区 分		申 請 額					査定額（調査額）					備考
		箇所	数量	金額	うち未成 （転属）	差引額	箇所	数量	金額	うち未成 （転属）	差引額	
今 回 の 査 定	決定		箇所 (m)	千円	千円	千円		箇所 (m)	千円	千円	千円	
	保留											
	計											

- 注1 本調書は、災害種類別及び発生時期ごとに作成すること。また、災害名の（ ）には災害種類や期間等を記入すること。
- 2 決定分について、査定額の金額欄、うち未成（転属）欄、差引額欄に上段（ ）書きで国庫補助の対象とする経費を記載すること。

第3表

災害名（ ）：災害復旧事業主体別調書（第 次）

〇〇県（都道府）

区 分		申 請 額					査 定 額					備 考
		箇所	数量	金額	うち未成 (転属)	差引額	箇所	数量	金額	うち未成 (転属)	差引額	
県工事	内地 離島 小計		箇所(m)	千円	千円	千円		箇所(m)	千円	千円	千円	
市町村 工 事	内地 離島 小計											
計	内地 離島 合計											

- 注 1 査定額の金額欄、うち未成（転属）欄、差引額欄に上段（ ）書きで国庫補助の対象とする経費を記載すること。
- 2 備考欄に離島名を記入すること。
- 3 災害名の（ ）には災害種類や期間等を記入すること。

第4表

離島振興対策実施地域内災害調書

縣市町村別	申 請		決 定		備 考
	箇 所 数	金 額	箇 所 数	金 額	
県 ○ ○ 工 ○ ○ 計 事 市 町		千円		千円	

- 注) 1 うち未成額又はうち転属額を控除したものを記載すること。  
 2 決定の金額欄に上段 ( ) 書きで国庫補助の対象とする経費を記載すること。

第5表

災害復旧事業箇所別調書

都道府県（市町村）名

工事番号	区域名	指定状況	郡市町村字名	申 請					査 定					備 考		
				工種	緊急 順位	数量	金額	うち 未成 (転属)	差引額	工種	緊急 順位	数量	金額		うち 未成 (転属)	差引額
						箇所 (m)	千円	千円	千円			箇所 (m)	千円	千円	千円	
			計													
			計													
			合計													

- 注1 工事番号は、都道府県の施行するもの及び市町村の施行するものの別に一連番号により記載すること。
- 2 工種欄には、海岸にあっては堤防、護岸、胸壁、樋門等、地すべり防止施設にあっては擁壁、杭打、排水、集水井等のうちその箇所の代表的なものを一つ記入すること。
- 3 指定状況欄には、海岸保全又は地すべり防止区域指定済のものは指定年月日及び番号を、指定予定のものは予定と備考欄に記入すること。
- 4 失格及び欠格のものは、その該当項目を備考欄に記入すること。
- 5 査定の結果二箇所以上を統合したときは、備考欄に統合した番号又は統合された番号をそれぞれ記入すること。
- 6 保留となったものは、決定欄に仮決定額を記入すること。
- 7 地すべり防止工事にあっては実施名、地区名、実施年度等を備考欄に記入すること。
- 8 災害関連事業がある場合は、備考欄に「災害関連（番号）」を記載すること。
- 9 うち未成及び転属の箇所については、備考欄に災害名及び工事番号を記入すること。
- 10 査定の金額欄、うち未成欄、差引額欄に上段（）書きで国庫補助の対象とする経費を記載すること。

様式第 4 保留箇所別調書

都道府県名

主任査定官 ○○農政局 農林水産技官 氏 名  
 (沖縄総合事務局 内閣府技官)  
 調査官 ○○農政局 農林水産技官 氏 名  
 (沖縄総合事務局 内閣府技官)  
 主任立会官 ○○財務局 財務事務官 氏 名  
 (沖縄総合事務局 内閣府事務官)  
 立会官 ○○財務局 財務事務官 氏 名  
 (沖縄総合事務局 内閣府事務官)

所在地			事業主体	年 災	災 害 名	工 事 番 号	工 種	問 題 点
都市	町村	字						
								(関係法令等)
被災状況								
	工 事 概 要					金 額		査 定 官 意 見
申 請						災害復旧事業費 うち応急 うち未成 災害関連事業費		
仮 決 定						災害復旧事業費 うち応急 うち未成 災害関連事業費		立 会 官 意 見

- 注1 本表は、保留箇所ごとに一葉として作成するものとし、各箇所ごとに査定票、仮査定設計書、添付図面及び被害写真等の資料を添付すること。なお、当該施設の被災状況及び復旧計画が判明できる平面図を作成し、その余白に標準断面図（被災前、被災後、復旧）を記入し、必要な写真を貼付すること。
- 2 被災状況……被災施設の略歴、被災原因及び状況を簡記すること。
  - 3 工事概要……工事の内容が判明できるよう具体的にその概要を記入すること。なお、申請工法と仮決定工法が同一である場合においてには仮決定欄に「申請に同じ」とのみ記入する。
  - 4 金額……申請又は仮決定した災害復旧工事費を記入するが「うち応急」「うち未成」（うち転属のときは「うち転属」と別に表示して記入すること。）等の記入を怠らないこと。なお、関連工事が付随する場合は、その調査額を災害復旧工事に準じて記入すること。
  - 5 問題点……保留となった問題点を詳細に列挙するほか保留事由に係る法令、査定要領等の条項を必ず明記すること。
  - 6 査定官意見……問題点に対する査定官の意見を具体的に列挙して記入すること。
  - 7 立会官意見……問題点に対する立会官の意見を具体的に、かつ、査定官意見と対比できるよう列挙して記入すること。